

## 四万十市結婚支援センター運營業務公募型プロポーザル 実施要領

### 1 趣旨

この要領は、四万十市結婚支援センター運營業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

(1) 業務の名称

四万十市結婚支援センター運營業務委託

(2) 業務の目的

結婚を希望する独身者の出会いの場拡充やサポートの充実を図り、少子化対策を推進することを目的として「結婚支援センター」を設置し、結婚に関する相談対応及び出会いのきっかけの創設、地域における結婚機運の醸成に取り組む。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 事業期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 運営期間内の見積上限額

6, 892, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 四万十市内に活動の拠点がある法人もしくは団体（企画提案書の提出時点で定款もしくは規約が成立されていること）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 本件公告時に、国、高知県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (4) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。
- (5) 次の各号に該当しない者
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがされている者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがされている者
- (6) 法人もしくは団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号）第2条第2項第5号に規定する者でないこと。
- (7) 見積額が上記見積上限額を超えない者。

#### 4 参加手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者又は企画提案資格を有する者として認められた者は、必要書類を提出期限までに提出すること。

##### (1) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時15分
- イ 受付時間 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出場所 下記14へ
- エ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(※)
- オ 提出書類 参加表明書(様式1)、提案者情報書(様式2)、経営不振の状態にないことの誓約書(別紙1)、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(別紙2)、参考見積書・見積内訳書(別紙3、別紙3-1)、納税証明書(国・県・市区町村)、定款(写)又は登記簿謄本もしくは団体規約その他必要書類等で四万十市内に活動拠点がある法人もしくは団体であることが確認できる書類(成立見込みをもって参加表明を行う場合は、成立予定の案文及び成立予定日が示された書類)
- カ その他 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を令和6年5月31日(金)午後5時15分までに持参又は郵送、宅配便(※)により提出すること。

##### (2) 企画提案書の提出

- ア 対象者 本プロポーザルの企画提案資格を有する者として認められた者
- イ 提出期限 令和6年6月5日(水)午後5時15分
- ウ 受付時間 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- エ 提出場所 下記14へ
- オ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(※1)
- カ 提出書類 企画提案書(任意様式)、過去3年間における本件に関連する事業実績が確認できる書類(※2)、参加表明時点で定款等が成立していなかった団体は成立した定款等

※1 郵送又は宅配便により提出する場合は、提出先である四万十市役所に提出書類が配達された記録が残る方法で提出すること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

※2 テーマが結婚か否かに関わらず、参加者募集型イベントや、登録者に対する提案型イベントの開催実績など、本業務の遂行に有効と思われる実績を記載する事。(職員個人の経験を団体の経験とみなすことは可とする。その場合、どの職員の経験であるか詳細を明記すること)。

## 5 企画提案書及び見積書について

### (1) 企画提案書の留意事項

- ア 企画提案書には表紙（様式3）をつけること。表紙には必要事項を記載し代表者印を押印すること。
- イ 提出部数は8部とし、正本1部、副本7部とする。表紙原本は1部で可とする。
- ウ 企画提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版縦型・横書きの印刷物とする。また、図（写真・イラスト等）の使用も可とする。
- エ 企画提案書に記載する内容は、別表1の評価項目①～⑩によるものとして、項目の順の順にまとめること。目次を添付し、目次以降にはページ番号を付けること。なお、ホチキス留めなどの製本はせず、クリップ留めで提出すること。
- オ 表紙以外には、提案者が特定できるもの（団体名、社章等）を記載しないこと。
- カ 本手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- キ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう平易な言葉を用い、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
- ク 見積上限額の範囲内において専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定められた業務以外であっても提案可能とする。

### (2) 参考見積書・見積内訳書の留意事項

- ア 見積上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以内の見積金額を記載すること。
- イ 見積内訳書は、「結婚支援センター運営」「出会いのきっかけ応援事業」の別に作成すること。

## 6 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の作成、提出などに関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 提出期限終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (4) 提出書類の提出後、市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類の権利は参加者に帰属するが、四万十市情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づき、開示等を実施する場合がある。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 参加者から提出された従業員等の個人情報等は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに使用することとし、他の用途には使用しない。なお、当該個人情報の取扱いは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従う。

## 7 実施スケジュール

| 実施内容             | 実施期間                  |
|------------------|-----------------------|
| 公告               | 令和6年5月1日(水)           |
| 質問受付期限(参加表明書)    | 令和6年5月10日(金)午後5時15分まで |
| 質問回答期限(参加表明書)    | 令和6年5月14日(火)          |
| 参加表明書、審査書類の提出期限  | 令和6年5月17日(金)午後5時15分まで |
| プロポーザル参加者の決定     | 令和6年5月20日(月)          |
| 質問受付期限(企画提案書)    | 令和6年5月24日(金)午後5時15分まで |
| 質問回答期限(企画提案書)    | 令和6年5月28日(火)          |
| 参加辞退届出期限         | 令和6年5月31日(金)午後5時15分まで |
| 企画提案書の提出期限       | 令和6年6月5日(水)午後5時15分まで  |
| ヒアリング(プレゼンテーション) | 令和6年6月11日(火) 予定       |
| 審査結果通知           | 令和6年6月12日(水) 予定       |
| 契約締結             | 令和6年6月17日(月) 予定       |

## 8 質問及び回答

質問書(様式4)に必要な事項を記入のうえ、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。

### (1) 受付期間

ア 参加表明書に関する質問：公告日から令和6年5月10日(金)午後5時15分まで

イ 企画提案書に関する質問：公告日から令和6年5月24日(金)午後5時15分まで

### (2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、四万十市公式ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

### (3) 電子メールアドレス kosodate@city.shimanto.lg.jp

## 9 評価等の方法

### (1) 参加資格審査(書類審査)

#### ア 確認手順

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

#### イ 結果通知

参加資格審査終了後は、速やかに参加表明者全員に審査結果を通知する。また、企画提案資格を有する者には、プロポーザル参加資格審査結果通知書を送付する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

## (2) ヒアリング（プレゼンテーション）

四万十市結婚支援センター運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、別表1「四万十市結婚支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に従い評価を行う。

- ア 実施日 令和6年6月11日（火）予定
- イ 実施場所 四万十市中村大橋通4丁目10番地 四万十市役所庁舎内会議室
- ウ 出席者 3名以内とする。なお、本業務において職員（センター長、業務管理者、業務担当職員）として配置する予定の者が1名以上出席すること。
- エ 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分程度とする。
- オ 実施方法 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配付など事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足としてプロジェクターによる企画提案書の投影は可とする。
- カ 評価方法 企画提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表1に定める評価基準に従い採点を行う。なお、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とし、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が満点の60%に満たない者は契約候補者及び次点順位者とししない。
- キ その他 ① ヒアリング（プレゼンテーション）については、参加表明書の提出受付が早い者からの順とする。また、プレゼンテーションに使用するプロジェクターとスクリーンは市が準備する。  
② 企画提案をするものが1者のみの場合であっても、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。この場合、総合評価点が満点の60%に満たない場合は契約候補者とししない。

## 10 選定結果の通知

選定結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。

なお、契約候補者の名称及び点数と、次点順位者以降の点数については、四万十市公式ホームページにおいて公表する。

## 11 担当部署との協議

- (1) 契約候補者として特定された者は、担当部署と契約締結に向けての協議を行う。そのなかで必要に応じて、契約候補者の企画提案に修正を求めることができるとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。
- (2) 参考見積金額は、プロポーザルの参考とするもので、契約締結時の契約額となるものではなく、プロポーザルにより選定した契約候補者と市が、業務内容、仕様書等を確定したうえで、あらためて委託契約に向けた見積書を徴取する。
- (3) 契約候補者として特定された者が契約締結までに企画提案資格を満たさないことが判明したとき又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

## 12 評価基準等

- (1) 委員会は、別表1に定める評価基準に基づき採点するものとする。
- (2) 採点は、審査委員及び意見聴取関係者（以下「評価者」という。）が行う。評価点は各評価者において200点を満点とし、総合評価点は評価者（最大7名）の評価点の合計とする。
- (3) 総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。
- (4) 総合評価点に同点の者があった場合は、「事業運営内容等」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。
- (5) 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
- (6) 評価は非公開により実施する。

## 13 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、契約候補者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の企画提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載をした者
  - イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
  - ウ 見積額が運営期間内の見積上限額を超える者

## 14 担当部署

- (1) 住 所 〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
- (2) 担 当 課 四万十市子育て支援課（企画係）
- (3) 電 話 番 号 0880-34-9007（直通）
- (4) F A X 0880-34-9003
- (5) 電子メール kosodate@city.shimanto.lg.jp

別表1 四万十市結婚支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル評価基準

1 評価基準

| 評価項目    |              | 評価の視点   | 配点  |
|---------|--------------|---|-----|
| 実施体制等   | 施策の推進        | ① 業務の趣旨・目的を十分に理解し、少子化対策を推進していくことに意欲的であるか。   | 10  |
|         | 事業経験         | ② テーマに関わらず、参加者募集型イベントや、登録者に対する提案型イベントの開催実績など、本業務の遂行に有効な経験を有する団体であるか。<br>(職員個人の経験を団体の経験とみなすことは可とする。その場合、どの職員の経験か詳細を明記すること) | 10  |
|         | 実施体制         | ③ 本業務の遂行に必要な職員体制がとられているか。   | 10  |
|         | 運営方針         | ④ 利用者の利便性に配慮されたセンターの設置計画となっているか。また、センターの開所時間等は効果的な設定となっているか。  | 10  |
|         | 相談対応         | ⑤ 相談者のプライバシーに配慮した相談対応ができる体制となっているか。   | 10  |
|         | 地域連携         | ⑥ 市内の関係団体や企業と連携した取り組みが計画されているか。   | 10  |
| 事業運営内容等 | 出会いサポート事業の実施 | ⑦ 出会いサポート事業について効果的な推進計画となっているか。   | 25  |
|         | 出会いイベントの実施   | ⑧ 出会いイベントの実施計画は実行性のあるものとなっているか。また、多くの参加者を得るための工夫はなされているか。   | 25  |
|         | 婚活サポーターとの連携  | ⑨ 婚活サポーターとの連携方法は適切なものとなっているか。   | 25  |
|         | 結婚機運醸成の取り組み  | ⑩ 結婚の機運を高める取り組みは効果的なものとなっているか。  | 25  |
| ヒアリング   | ⑪            | 提案資料について、的確な文章表現、重点箇所の整理方法等は分かりやすく、説得力があるか。   | 10  |
|         | ⑫            | 質疑に対する的確な応答であるか。  | 10  |
|         | ⑬            | 業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。   | 10  |
| 見積価格    | ⑭            | ※別途判定   | 10  |
| 配点合計    |              |   | 200 |

※総合評価点は、各評価者（200点満点）の評価点の合計とする。

2 評価方法

(1) 評価項目①～⑬については、各項目内で細分化した項目（細目）に配点を行い、それぞれに評価を行う。細目の合計値を各項目の評価点とする。

(2) 評価項目⑭については下記計算式により評価点を決定する。

評価点 = (最低見積価格 / 見積価格) × 配点 ※小数点以下は切り捨てとする。